

規制に係る事前評価書

法令の名称	大気汚染防止法の一部を改正する法律案	
政策の名称	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更	
担当部局・評価者	環境省水・大気環境局大気環境課長 大森 豊緑 電話番号:03-5521-8349 E-mail:kanri-kankyo@env.go.jp	
評価実施時期	平成25年2月18日	
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益		
目的	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事に係る石綿飛散防止対策の更なる強化を図り、特定粉じんの飛散等による人の健康に係る被害を防止する。	
内容	現在、解体等工事の施工者が行うべきこととされている特定粉じん排出等作業(吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業)を伴う建設工事の実施の届出について、当該作業を行う事業者から、解体等工事の発注者又は自主施工者に変更することとする。	
	関連条項	第18条の15
必要性	近年、特定建築材料(吹き付け石綿等)が使用されている建築物や煙突の解体等工事において、石綿の飛散事例が確認されるとともに、平成40年頃をピークに、全国的にこれらの建築物等の解体・改修工事が増加することが予想されることから、建築物の解体等時における石綿の飛散防止対策の更なる強化が必要。	
費用		
	遵守費用	解体等工事の発注者又は自主施工者に、届出書類の作成が発生する。(なお、発注者から工事を請け負った施工者については、これまで発生していた届出書類の作成費用が発生しないこととなる。)
	行政費用	新たな負担は発生しない。
	その他の費用	新たな負担は発生しない。当該改正によって事業者には競争に係る影響はない。
便益	発注者に特定粉じん排出等作業実施を伴う建設工事の実施の届出義務を課すことで、費用負担者である発注者が法令に基づく適正な事前調査及び飛散防止対策に係る費用を負担することの必要性を認識し、適正な契約を通じて工事に係る費用を適切に負担すること、また、当該工事を請け負う建設業者も不適切な工事をした場合には、届出者である発注者にも責任が及ぶことを懸念して、適切な工事の施工が促進されることにより、石綿の飛散防止を図ることが期待される。	
想定される代替案		
代替案①	適切な石綿の飛散防止対策を行うべき旨の行政指導を強化する。	
	費用	
	遵守費用	新たな負担は発生しない。
	行政費用	行政指導に要する費用が発生する。
	その他の費用	新たな負担は発生しない。
便益	代替案のみでは、法令に基づく適正な事前調査・飛散防止対策に係る費用を負担することの必要性が工事の費用負担者である発注者に十分認識されないこと等により、石綿の飛散防止対策のための作業基準の遵守義務の確実かつ適正な履行を担保することはできない。	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:改正案では、解体等工事の発注者又は自主施工者に、届出書類の作成が発生する。また、代替案①では、行政指導等に要する費用が発生する。

便益:改正案は、現状及び代替案①に比べ、発注者に特定粉じん排出等作業実施を伴う建設工事の実施の届出義務を課すことで、費用負担者である発注者が法令に基づく適正な事前調査・飛散防止対策に係る費用を負担することの必要性を認識し、契約を通じて工事に係る費用を適切に負担すること、また、当該工事を請け負う建設業者も不適切な工事をした場合には、届出者である発注者にも影響が及ぶことを懸念して、適切な工事の施工がされることにより、石綿の飛散防止を図ることが期待される。

改正案が実施されることで、工事に係る契約を通じて、特定粉じん排出等作業の現場における石綿飛散防止対策が適切に実施され、その結果、人の健康や生活環境への被害の発生を防止することができるため、改正案は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

「石綿の飛散防止対策の更なる強化について(中間答申)」(平成25年2月中央環境審議会答申)(抄)

現行の大防法では、施工業者が特定粉じん排出等作業の実施の届出の義務者となっているため、届出が行われない場合において、義務違反を問われるのは施工業者となっている。このため、発注者が契約上優位な立場にあることを背景に、施工業者に対してできるだけ低額、短期間の工事を求め、施工業者がこれに従わざるを得ないことや、施工業者も低額、短期間の工事を提示することで契約を得ようとするにより、届出がなされないことが問題となっている。

原因者負担の原則を考慮すれば、発注者と施工業者の関係については、費用負担者である発注者が、石綿の飛散を伴う工事についてはその工事を注文する者として適切に役割を担い、施工業者は請け負った工事を専門的知識に基づき適正に実施する役割を担うことが適当と考えられる。

すなわち、解体工事等が特定粉じん排出等作業を伴うものである場合については、その届出の義務者を施工業者から変更し、工事を請け負おうとする建設業者から届出事項についての説明を受けた発注者に、特定粉じん排出等作業の実施の届出義務を課すこととすることが適当と考えられる(この場合、現行の建り法の対象建設工事の届出とも、届出の主体が整合することとなる。なお、建り法の届出では建築士等が代行することが認められており、特定粉じん排出等作業の実施の届出も代行を認めて差し支えない。)。このように、特定工事において契約上優位な立場にある発注者に届出が義務付けられることにより、事前調査や届出が円滑に進むと考えられる。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考

規制に係る事前評価書（要旨）

【 大気汚染防止法の一部を改正する法律案 】

規制の内容	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更		
担当部局	環境省水・大気環境局大気環境課	電話番号：03-5521-8349	E-mail：kanri-kankyo@env.go.jp
評価実施時期	平成25年2月18日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事に係る石綿飛散防止対策の更なる強化を図り、特定粉じんの飛散等による人への健康に係る被害を防止する。</p> <p>【内容】 現在、解体等工事の施工者が行うべきこととされている特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業。）を伴う建設工事の実施の届出について、解体等工事の発注者又は自主施工者が行うべきこととする。</p> <p>【必要性】 近年、特定建築材料（吹き付け石綿等）が使用されている建築物や煙突の解体等工事において、石綿の飛散事例が確認されるとともに、平成30～40年頃をピークに、全国的にこれらの建築物等の解体・改修工事が増加することが予想されることから、建築物の解体等時における石綿の飛散防止対策の更なる強化が必要。</p>		
	関連条項	第18条の15	
想定される代替案	代替案①		
	適切な石綿の飛散防止対策を行うべき旨の行政指導を強化する。		
代替案②	代替案②		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	解体等工事の発注者又は自主施工者に、届出書類の作成が発生する（なお、発注者から工事を請け負った施工者については、これまで発生していた届出書類の作成費用が発生しないこととなる。）。	新たな負担は発生しない。	
(行政費用)	新たな負担は発生しない。	行政指導に要する費用が発生する。	
(その他の社会的費用)	新たな負担は発生しない。当該改正によって事業者には競争に係る影響はない。	新たな負担は発生しない。	
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
発注者に特定粉じん排出等作業実施を伴う建設工事の実施の届出義務を課すことで、費用負担者である発注者が法令に基づく適正な事前調査及び飛散防止対策に係る費用を負担することの必要性を認識し、適正な契約を通じて工事に係る費用を適切に負担すること、また、当該工事を請け負う建設業者も不適切な工事をした場合には、届出者である発注者にも責任が及ぶことを懸念して、適切な工事の施工が促進されることにより、石綿の飛散防止を図ることが期待される。		代替案のみでは、法令に基づく適正な事前調査・飛散防止対策に係る費用を負担することの必要性が工事の費用負担者である発注者に十分認識されないこと等により、石綿の飛散防止対策のための作業基準の遵守義務の確実かつ適正な履行を担保することはできない。	

<p>政策評価の結果</p> <p>(費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>費用：改正案では、解体等工事の発注者又は自主施工者に、届出書類の作成が発生する。また、代替案①では、行政指導に要する費用が発生する。</p> <p>便益：改正案は、現状及び代替案①に比べ、発注者に特定粉じん排出等作業実施を伴う建設工事の実施の届出義務を課すことで、費用負担者である発注者が法令に基づく適正な事前調査・飛散防止対策に係る費用を負担することの必要性を認識し、契約を通じて工事に係る費用を適切に負担すること、また、当該工事を請け負う建設業者も不適切な工事をした場合には、届出者である発注者にも影響が及ぶことを懸念して、適切な工事の施工がされることにより、石綿の飛散防止を図ることが期待される。</p> <p>改正案が実施されることで、工事に係る契約を通じて、特定粉じん排出等作業の現場における石綿飛散防止対策が適切に実施され、その結果、人の健康や生活環境への被害の発生を防止することができるため、改正案は有効である。</p>
<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>「石綿の飛散防止対策の更なる強化について（中間答申）」（平成25年2月中央環境審議会答申）（抄）</p> <p>現行の大防法では、施工業者が特定粉じん排出等作業の実施の届出の義務者となっているため、届出が行われない場合において、義務違反を問われるのは施工業者となっている。このため、発注者が契約上優位な立場にあることを背景に、施工業者に対してできるだけ低額、短期間の工事を求め、施工業者がこれに従わざるを得ないことや、施工業者も低額、短期間の工事を提示することで契約を得ようとするにより、届出がなされないことが問題となっている。</p> <p>原因者負担の原則を考慮すれば、発注者と施工業者の関係については、費用負担者である発注者が、石綿の飛散を伴う工事についてはその工事を注文する者として適切に役割を担い、施工業者は請け負った工事を専門的知識に基づき適正に実施する役割を担うことが適当と考えられる。</p> <p>すなわち、解体工事等が特定粉じん排出等作業を伴うものである場合については、その届出の義務者を施工業者から変更し、工事を請け負おうとする建設業者から届出事項についての説明を受けた発注者に、特定粉じん排出等作業の実施の届出義務を課すこととすることが適当と考えられる（この場合、現行の建り法の対象建設工事の届出とも、届出の主体が整合することとなる。なお、建り法の届出では建築士等が代行することが認められており、特定粉じん排出等作業の実施の届出も代行を認めて差し支えない。）。このように、特定工事において契約上優位な立場にある発注者に届出が義務付けられることにより、事前調査や届出が円滑に進むと考えられる。</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。</p>
<p>備 考</p>	